## 菊陽町議会10月臨時会会議録

令和 2 年 10 月 23 日

陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

### 第3回菊陽町議会10月臨時会会議録

令和2年10月23日(金)開会

菊陽町議会

#### 1. 議事日程

(令和2年第3回菊陽町議会10月臨時会)

令和2年10月23日 午前10時開議 於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出議案第64号及び議案第65号を一括議題
- 日程第5 町長の提案理由の説明
- 日程第6 議案第64号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第7 議案第65号 財産の取得について
- 2. 出席議員は次のとおりである。

	مياب	Name						-	-	_	_
1番	廣	瀨	英	_	君	2番	矢	野	厚	子	君
3番	大ク	人保		輝	君	4番	阪	本	俊	浩	君
5番	西	本	友	春	君	6番	那	須	真理	里子	君
7番	佐人	木	理美	急子	君	8番	中	岡	敏	博	君
9番	北	Щ	正	樹	君	10番	布	田		悟	君
11番	坂	本	秀	則	君	12番	渡	邊	裕	之	君
13番	佐	藤	竜	巳	君	14番	甲	斐	榮	治	君
15番	岩	下	和	高	君	16番	小	林	久美	<b>美子</b>	君
17番	福	島	知	雄	君	18番	上	田	茂	政	君

#### 3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

 議会事務局長
 髙
 木
 定
 伸
 君

 書
 記
 吉
 本
 香
 奈
 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三	雄君	副 町 長 吉 野 邦 宏	: 君
教 育 長	上 川 幸	俊 君	教育部長兼学務課長 吉 永 公 紀	2 君
総務 部長	西 本 一	浩 君	福祉生活部長兼 矢 野 信 哉 福 祉 課 長	え 君
健康保険部長兼 健康・保険課長	古賀直	之 君	経済部長兼 川 上 一 弘 商工振興課長	、君
土 木 部 長 兼 都市計画課長	井 芹	渡 君	総務課長 板楠健次	、 君
総合政策課長	矢 野 博	則 君	財政 課長 澤田 一臣	君
農政課農政係長	阪 本 和	彦 君	商工振興課長補佐 今 村 太 郎	君

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 開会 午前10時0分

○議長(上田茂政君) ただいまから令和2年第3回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(上田茂政君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番阪本俊浩君、5番西本友春君を 指名します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長(上田茂政君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(上田茂政君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第64号及び議案第65号を一括議題

○議長(上田茂政君) 日程第4、町長提出議案第64号及び議案第65号の2件を一括して議題とします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長(上田茂政君) 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

**〇町長(後藤三雄君)** おはようございます。

議員各位におかれましては、令和2年第3回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大 変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

急を要する案件が生じましたので、本日、臨時会をお願いしたところであります。

それでは、提案しております2件の付議事件について提案理由を申し上げます。

議案第64号は、令和2年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策関連経費で急を要するものが生じましたので、補正をお願い するものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億885万5,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を3,000万円、県支出金を1,000万円それぞれ増額するものであります。 歳出は、農林水産業費を2,000万円、商工費を2,000万円それぞれ増額するものであります。

今回の補正予算で予定しております農林水産業費の事業は、新型コロナウイルス感染症対策 としまして、市場での取引量や価格等が低迷している農畜産物の消費喚起及び需要拡大、併せ て本町における地産地消を推進するための支援事業です。

商工費の事業は、町内中小事業者の雇用維持支援、飲食店、小売店への感染拡大防止のための設備等導入支援の事業を予定しております。

次に、議案第65号は、菊陽町立小・中学校の教育用タブレット端末導入に係る財産の取得についてであります。

本件は、国が推進するGIGAスクールの構想に沿って情報活用能力の育成やICTを活用した学習活動の充実を図るため、児童・生徒1人1台の教育用タブレット端末を購入する必要がありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説 明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(上田茂政君) 提案理由の説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 議案第64号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について

〇議長(上田茂政君) 日程第6、議案第64号令和2年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

**〇財政課長(澤田一臣君)** おはようございます。

議案第64号令和2年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策関連経費などで急を要するものが生じましたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応 じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出

予算の総額に4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億885万5,000円と定めるものです。

2ページをお開きください。 2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明申し上げます。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対 策事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、10月補正予 算案における事業費分3,000万円を増額しています。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金、節区分の7新型コロナ対策事業 費補助金は、説明欄の熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金で、市町村が行う新型 コロナウイルス感染症対策に対して、熊本県の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金を活用して補助されるもので、1,000万円計上しています。

下の9ページを御覧ください。3の歳出について御説明申し上げます。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の20新型コロナ対策事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の地産地消活動支援等補助金は、県が指定する地産地消協力店から町及び県産農畜産物を購入した町内の飲食店に対し20万円を上限として補助するもので、2,000万円計上しています。

款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応雇用維持支援金は、国の雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持及び事業存続に取り組む町内事業所に対して10万円を補助するもので、500万円計上しています。説明欄の飲食店小売店新型コロナウイルス感染防止対策事業費補助金は、飲食店、小売店が新型コロナウイルス感染症対策に要した費用に対して15万円を上限として補助するもので、1,500万円を計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○議長(上田茂政君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

#### **〇9番(北山正樹君)** それでは、お尋ねをいたします。

歳出のほうで農業費、あと商工費、両方に同じことなんですけれども、対象業者を絞った事情といいますか、理由といいますか、それを改めて説明をお願いしたいと思うのが第1点と、 在住の対象となる業者さんは、一応予算枠からするとその倍以上いらっしゃるわけですので、 その対象に入っていない業者さんに対する今後の町からのアプローチをどのようにしていくのかということ。

つまり、コロナで困っているのはみんな同じです。ある一定の対策を講ずる余力のある業者

は、国の定めた感染対策を整えて事業補助も受けられますが、かなり小さな業者になればなる ほど、自分の力では何ともすることができない。そうなると、国からも町からも何ら補助も受 けられないということで、僕としてはここら辺に、Go To キャンペーンもいろいろある んですけれども、何か恩恵を受けられる人だけが恩恵を受けられる、恩恵を受けられない業者 さん、あるいはそこに類する方々は何ら恩恵を受けられないという不公平があるということを ずっと感じておりまして、まずこの2点について、町の方針を答弁をお願いしたいと思いま す。

- 〇議長(上田茂政君) 商工振興課長補佐。
- **○商工振興課長補佐(今村太郎君)** では、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の業種を絞ったというところについてですが、こちらのほうは財政課長のほう が御説明しました飲食店、小売店新型コロナウイルス感染症の対策防止を小売店さんと飲食店 さんに絞った理由ということかと思います。

こちらのほうにつきましては、県の交付金の事業の対象ということでさせていただいておりまして、まず一義的には県の対象が飲食店と小売店だったということがあります。またあわせて、皆さん御存じのとおり、飲食店、小売店というのは利用される方も多くて、そしてお客様もたくさんいらっしゃるお店ということになっておりますので、そういった店の対策に支援が必要だというふうに町も考えまして、県の交付金と合わせてこの業種に絞って行わさせていただいているというような状況になります。

2つ目は、ほかの業種とか幅広くの支援ということで御質問いただいたかと思うんですが、こちらのほうにつきましては、業種を絞った事業も幾つか行っておりますし、家賃支援金とか持続化給付金とか国の支援を受ける事業等もございます。そういった中で、町としましてもめり張りをつけて事業をする必要があるかと思っておりまして、先日全協のほうでも御説明させていただいたとおり、今まで6つの事業をさせていただいております。そういった中で、なかなか支援が届かないというような事業者様がいらっしゃるというような御意見かなと思うんですが、町としましては、相談会等も実施しながらいろんな事業の申請等を支援させていただいております。そういった中で、しっかり支援を受けていただけるような対策を整えるとともに、国や県の事業を見ながら、町として必要なところに支援を差し伸べるという考え方で業種を絞った事業をしたり、国の、今日上程させていただいてます雇調金を受けた事業者様への支援など、そちらのほうは業種を絞っておりませんので、幅広く行っているということになります。

町としましては、今やっている事業について支援を受けられる方は支援を受けられるように 相談会や周知なんかを通して、こういう言い方が適切か分かりませんが、掘り起こしといいま すか、しっかり受けていただけるように周知をしていきたいというふうに考えております。

以上となります。

- 〇議長(上田茂政君) 北山正樹君。
- ○9番(北山正樹君) ありがとうございます。

僕の望んでることまで全部答弁していただいたと、そう思っておりましたが、安心しました。

今回の予算枠ですけれども、先日の全協で配られたものを見ると、例えば本町内にある業者、これは雇用対策維持支援金事業のことについてですけども、本町内で100業者さんの中で50社さんであるとか、そういうふうにいってちょっと絞られていて、仮に今の課長補佐の説明で、掘り起こしをしてその業者が増えたときには、当然今の予算枠じゃ足りなくなるわけですから、そのときの対応は今後また増えていくということで認識していることでよろしいんでしょうかね。

- 〇議長(上田茂政君) 商工振興課長補佐。
- **○商工振興課長補佐(今村太郎君)** それでは、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今、予算のほうは、雇調金のほうは50社、飲食店のほうは100店舗ということで考えておりますが、申請がこれ以上の数になるようであれば、関係機関とも御相談しながら対応を考えていきたいと思っております。

町としましては、一応この50社、100店舗ということで計上させていただいておりますが、 ここで予算内ということでは考えておらず、申請状況を見ながら柔軟に対応していきたいと思 っております。

- ○議長(上田茂政君) ほかに質疑はありませんか。 那須眞理子君。
- ○6番(那須眞理子君) 農林水産業なんですけれども、20万円の補助ということですけれども、これ、菊陽町産ってさっき説明がありましたけれども、JA出荷組合とかさん彩出荷組合とかそこの会員に入ってないと、どんな菊陽産でも駄目ということですか。
- 〇議長(上田茂政君) 農政係長。
- **〇農政課農政係長(阪本和彦君)** ただいまの質問にお答えいたします。

菊陽産もしくは県内産の農畜産物が対象となっております。また、販売店におかれましては、熊本県の地産地消協力店に指定をされている小売店となっております。

以上です。

- 〇議長(上田茂政君) 甲斐榮治君。
- **〇14番(甲斐榮治君)** 北山議員の質問にもちょっと関連しますけれども、8ページ、どこかで 説明があってるかもしれませんけれども、私も手元にそれがないもんですからお聞きします。

目の1の総務費国庫補助金、これの3,000万円というのは、これは第2次交付金がございま したその一部というふうに理解していいかどうかということが1点。

もう一点は、県の支出金の中で総務費の県補助金が1,000万円、今度は追加補正されてます

けれども、県の総務費の県補助金というのは総額幾らになるのかを教えていただきたい。

- 〇議長(上田茂政君) 財政課長。
- **〇財政課長(澤田一臣君)** それでは、御質問にお答えします。

まず、8ページの国庫支出金の地方創生臨時交付金の3,000万円につきましては、第2次交付金で上限額が示されておりますが、それの一部ということになります。

県補助金の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金につきましては、交付限度額といった ものが示されているわけではございませんで、県のほうで総合交付金事業のメニュー化がされ ておりまして、その事業を行う自治体に対して一定の割合で補助金がされるものでございま す。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**〇議長(上田茂政君)** 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第7 議案第65号 財産の取得について

- O議長(上田茂政君) 日程第7、議案第65号財産の取得についてを議題とします。 教育部長、説明を求めます。
- ○教育部長兼学務課長(吉永公紀君) 議案第65号の財産の取得について御説明いたします。

菊陽町立小学校教育用タブレット端末購入及び菊陽町立中学校教育用タブレット端末購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年菊陽町条例第31号)第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。それでは、2件の契約の内容について御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町立小学校教育用タブレット端末購入、菊陽町立中学校教育用タブレット端末購入でございます。2、財産の種類、これは物品です。3、品名及び数量。次のページをお開きください。品名は、教育用タブレット端末です。数量は、小学校に2,060台、中学校に941台、合計で3,001台を納入いたします。1ページに戻りまして、4、契約の方法です。指名競争入札。5、契約金額です。2億4,593万1,950円。内訳ですが、菊陽町立小学校教育用

タブレット端末購入としまして1億6,881万7,000円、菊陽町立中学校教育用タブレット端末購入としまして7,711万4,950円です。6、契約の相手方です。熊本県熊本市中央区南熊本5丁目 1番1号、西部電気工業株式会社熊本支社、支社長植田改造でございます。

次に、教育用タブレット端末の仕様の概要について御説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページを御覧ください。

本件は、国が推進するGIGAスクール構想に沿って、子どもたちの情報活用能力の育成や ICTを活用した学習活動の充実を図るため、児童・生徒1人1台の教育用タブレット端末を 導入するものでございます。

参考資料の1ページを御覧ください。

教育用タブレット端末の仕様概要になります。

導入する教育用タブレット端末の仕様につきましては、菊陽町ICT教育の推進に関する検討会、これは各小・中学校長8名と教育委員会職員4名で設置をいたしまして、検討委員会内に作業部会といたしましてICT教育に造詣の深い教員やICT支援員の参加の下、安心で安全で菊陽町の子どもたちが使いやすく、また教師にとっても教育的効果が高い仕様について意見を聞くとともに、経済性、機能性や汎用性を考慮して選定しております。

それでは、教育用タブレット端末の主な仕様について説明させていただきます。

上から3行目の基本OSは、ウィンドウズを採用ということです。メモリーなどのスペックについては、文部科学省がGIGAスクール構想で示す標準仕様に準拠したものとしております。また、下から5行目からセキュリティーソフト、授業支援ソフト、学習支援ソフト、バッテリー交換、これ1回の保証になりますし、自然故障、物損故障の5年保証を附帯しております。

納入期限は、令和3年2月26日までとなっております。

次に、活用方法ですが、日常の授業において調べ学習やプレゼンテーションの発表、グループで考えをまとめたり討論したりする活動やプログラミング学習、ドリル教材などというように繰り返し学習など個人学習や一斉学習、共同学習での活用を想定しております。また、他校の生徒や専門家などとの交流を通したオンラインでの遠隔学習、さらに災害や感染症等の発生等により臨時休校時は学校と家庭を結び、健康確認や同時双方向型のオンライン授業の実施、またデジタル教材等による家庭学習などを想定しております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(上田茂政君) 財政課長、指名業者について説明を求めます。
- **○財政課長(澤田一臣君)** それでは、菊陽町立小学校教育用タブレット端末購入、菊陽町立中学 校教育用タブレット端末購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、国が推進するGIGAスクール構想を実現するため、児童・生徒1人 1台端末を整備するもので、業務内容から菊陽町立小学校教育用タブレット端末購入と菊陽町 立中学校教育用タブレット端末購入の合冊入札としており、整備台数が多く設計金額が合計で約2億5,000万円と高額なため、9月17日の指名審査会の審議を経まして、熊本県内に本社または営業所を置き、実績などの高い8者を指名しました。

指名競争入札までの間に、全国的にタブレット整備が進んでいるということもあり、受注することが困難や製品の調達が難しいなどの理由によりまして5者が辞退されたため、3者による指名競争入札を10月12日に執行しました。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった8番目の西部電気工業株式会社熊本支社を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格 2 億4,907万3,000円に対しまして、落札価格は 2 億4,593万1,950円で、落札率は98.74%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(上田茂政君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

- ○12番(渡邊裕之君) 3,001台という予定でございますが、10月も下旬でございますので来年度のクラス編制等々がもう決まっていくかと思いますが、本町の場合は非常に子どもの数が増えるというようなことでございますが、この3,001台の中には教職員用も含めてだと思いますが、そういったときの応急な対応、子どもが増えたときの対応というのはどうされているのか、この中に入ってるのかお尋ねいたします。
- 〇議長(上田茂政君) 施設整備課長。
- ○施設整備課長(山川和徳君) この事業は学務課と私ども施設整備課で一体になって進めておりますので、私のほうから説明させていただきます。

これは、皆様方にも説明されたかと思いますけども、予備の台数として63台――教職員もございますけども――が用意されております。これである程度対応ができるのか、もしその場合は、足らない分、大体今入学者があって、足らない分につきましては早急な対応をするというふうな考えでおります。

以上でございます。

O議長(上田茂政君) ほかに質疑ありませんか。

中岡敏博君。

○8番(中岡敏博君) 議案第65号について御質問いたします。

参考資料の1ページ、最後の行にございます保証について、自然故障または物損の故障5年間というふうに書いてありますが、私が心配しているのが盗難、紛失のサポート保証についてちょっと気になるところがございまして、警察庁の犯罪の種類としては侵入盗、学校に納品された日に多くのタブレットが納品された、物品が納入されたときに、一気に盗難に遭うとかそ

ういうのはあり得ないことではございますが、今、現状学校、多数ではございませんが、金属 盗、学校の蛇口を盗むとか、侵入して体操服、上靴を盗むとか、あとはエアコンの室外機を盗 むとかそういう犯罪も発生いたしておりますので、そこのところで保証について盗難という部 分できちっとされているのかと、あとはそれに対する盗難防止策、対策としていろんなアクセ サリーだったり盗難防止のグッズ等々がありますが、盗難防止、盗まれたらいけない大事な財 産でございますので、そこのところを徹底しているのかお尋ねいたします。

- 〇議長(上田茂政君) 教育部長。
- ○教育部長兼学務課長(吉永公紀君) 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の保証につきましては、盗難、紛失も含めて保証するというふうな契約になってございます。

それから、2点目の、安全管理も含めてですけれども、今、実際学校の中でこのタブレット端末を保管する保管庫というのをこれから準備することになってます。その中で、どのような形でそれをしっかり管理をしていくのかということについて、今後学校としっかり詰めながら進めていくというような状況でございます。

以上です。

○議長(上田茂政君) ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番(北山正樹君) それでは、質問させていただきます。

2点ありまして、1点は、今回はタブレット本体だけになってますので、この機械の機能と してはキーボードがつなげられるデタッチャブルということで、将来的にキーボードをどうす るのかということの、まずは考えをお尋ねしたいなと思います。

2番目。この料金の中に、下から4行目、授業支援ソフト、教材であるとか共同学習支援、 先ほど教育部長が述べられた内容が入っていて、要するにこのことも金額の中に含まれており ますので、ですからこの教材の評価と、こういう学習教材というのは今後様々な学習を行って る企業あたりからどんどんどんと新しいものが出てきて、すばらしい、いいものが今でも 出てきてますけども、今後も出てくると思うんですよね。ですから、これを一体として取り入 れてしまったということに対する検討はされたのか。つまり、本体だけ買って、教材はもっと いいものを導入するということが、僕は可能だったんではないかと思ってるわけですが、この 教材の評価ということにつながりますので、この辺についてと、今後の対応について、この2 点についてお答えをお願いしたいと思います。

- 〇議長(上田茂政君) 教育部長。
- ○教育部長兼学務課長(吉永公紀君) まず、このタブレット端末ですけど、PCと一体型ですので当然キーボードも子どもたちには使えると。そして、ブラインドタッチとかの練習も含めてできるようなそういう端末でございます。ですから、タブレットだけではなくて、これはPC型のタブレットということで、最初からそれは附帯しているものだということで御理解いただ

ければと思います。

2点目の授業支援ソフトということですが、これは今現在学校が電子黒板で先生方が使っている、いろんな子どもたちの活用に使えるような授業支援のソフトが、実は端末に入ることによって双方向にいろんなやり取りができる。子どもたちがいろんな考えを持ってるものを先生がしっかりそのタブレットの学習状況で見られたり、そういう形で授業支援ができるというソフトでございます。ですから、一つ一つの教材というよりも、子どもたちと先生方の授業をより効果的にするようなそういう支援のソフトだというふうに御理解いただければと思ってます。

また、教材が、これから新しいものを開発して、それが必要かどうかについては、今後の学校の状況とか必要なものについて、学校からいろんな要求が上がったことに関して検討していくことになろうというように思ってます。

以上でございます。

O議長(上田茂政君) ほかに質疑ありませんか。

那須眞理子君。

- ○6番(那須眞理子君) セキュリティーソフトの件でお尋ねしたいんですけれども、閲覧制限がかかってますけれども、これってどういうことが当てはまるのかとか、それを今問題になっているのが、子どものいじめ問題が最近とても問題になっておりますけれども、このタブレットを利用してそういうことが行われないかというのをちょっと懸念してますので、お聞きします。
- 〇議長(上田茂政君) 教育部長。
- ○教育部長兼学務課長(吉永公紀君) いろんな、例えばいじめに関することとか閲覧も、例えば 子どもたちが危険なものとかいろんな大人のいろんな危ないものがありますよね。そういうも のに関していろんな形で閲覧を制限することができるような機能になっております。

また、先ほどあったSNSも含めた情報モラルについては、これは各学校で、この端末を導入する以前からしっかり取組を進めてまいっておりますけども、さらにタブレットが入ってくる中で、子どもたちがしっかりその辺のモラルについて学習するような機会を各学校で設けるように、教育委員会としても考えていっているところでございます。

以上です。

〇議長(上田茂政君) ほかに質疑ありませんか。 甲斐榮治君。

**〇14番(甲斐榮治君)** これもどこかで説明があったかもしれませんが、使用の仕方について1 点だけお尋ねします。

非常時の場合には家庭との連絡が取れるようにという説明がありましたが、となると家庭に この端末を持って帰ることになります。常時は、いつものときにもそのようにできるんです か。そのような使用の仕方について御説明をお願いします。

- 〇議長(上田茂政君) 教育部長。
- ○教育部長兼学務課長(吉永公紀君) 基本的には、今、学校の中でしっかりまず使えないと家庭でも使えませんので、まずは学校の中でしっかり子どもたちが使える状況をつくっていくということを考えております。

今後進めていったときに家庭学習も含めてそれができるのかどうかは、今後検討してまいり たいという考えでおります。それでよろしいでしょうか。

(14番甲斐榮治君「はい」の声あり)

○議長(上田茂政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(上田茂政君) 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和2年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~~ () ~~~~~~~

閉会 午前10時34分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため にここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 阪本俊浩

菊陽町議会議員 西本友春

### 菊陽町議会会議録 令和2年第3回10月臨時会

令和2年10月発行

発行人 菊陽町議会議長 上 田 茂 政編集人 菊陽町議会事務局長 髙 木 定 伸印 刷 株式会社 ぎょうせい 九州 支社電話 (092) 831-0700 (代表)

# 菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800 電 話(代)(096) 232-2111 議会事務局TEL(096) 232-4919